

|                             | 所得段階  | 対象者   | 負担割合         | 改正前                             | 改正後                             | 6→7期<br>保険料<br>上昇額<br>(円) |
|-----------------------------|-------|---|--------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------|
|                             |       |   |              | 第6期<br>(H27～29)<br>保険料<br>月額(円) | 第7期<br>(H30～32)<br>保険料<br>月額(円) |                           |
| 本人が住民税非課税                   | 第1段階  | ・生活保護受給者<br>・老齢福祉年金受給者<br>・公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人 | 0.45         | 2,280                           | <b>2,410</b>                    | 130                       |
|                             | 第2段階  | 公的年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の人                           | 0.68         | 3,440                           | <b>3,640</b>                    | 200                       |
|                             | 第3段階  | 第1段階を除き、公的年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人                  | 0.72         | 3,650                           | <b>3,850</b>                    | 200                       |
|                             | 第4段階  | 住民税本人非課税で、公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人                  | 0.9          | 4,560                           | <b>4,820</b>                    | 260                       |
|                             | 第5段階  | 住民税本人非課税で、公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人                 | 1.0<br>(基準額) | 5,070                           | <b>5,360</b>                    | 290                       |
| 世帯の中に住民税課税の人がいる<br>本人が住民税課税 | 第6段階  | 住民税本人課税で、合計所得金額が120万円未満の人                             | 1.1          | 5,570                           | <b>5,890</b>                    | 320                       |
|                             | 第7段階  | 住民税本人課税で、合計所得金額が200万円未満の人                             | 1.2          | 6,080                           | <b>6,430</b>                    | 350                       |
|                             | 第8段階  | 住民税本人課税で、合計所得金額が300万円未満の人                             | 1.3          | 6,590                           | <b>6,960</b>                    | 370                       |
|                             | 第9段階  | 住民税本人課税で、合計所得金額が500万円未満の人                             | 1.5          | 7,600                           | <b>8,040</b>                    | 440                       |
|                             | 第10段階 | 住民税本人課税で、合計所得金額が700万円未満の人                             | 1.75         | 8,870                           | <b>9,380</b>                    | 510                       |
|                             | 第11段階 | 住民税本人課税で、合計所得金額が900万円未満の人                             | 1.875        | 9,500                           | <b>10,050</b>                   | 550                       |
|                             | 第12段階 | 住民税本人課税で、合計所得金額が900万円以上の人                             | 2.0          | 10,140                          | <b>10,720</b>                   | 580                       |

# 65歳以上の皆さんへ 4月から介護保険料が変わりました

問い合わせ 高齢者支援課 介護保険係 (☎内線370・371)

介護保険制度では、3年に1回「介護保険事業計画」を作成し、作成後3年間の65歳以上の被保険者数や給付費の

見込を推計し、必要な介護保険料を見直すこととなつてい

ます。今回、平成30年度から32年度の「第7期介護保険事業計画」を策定し、左表のとおり介護保険料を決定しましたのでお知らせします。

平成30年度介護保険料納入通知書をお送りします

65歳以上の人に、平成30年度の介護保険料納入通知書・年金差引開始通知書を6月中旬にお送りしますので、納付方法・保険料額をご確認ください。

介護保険料を年金差引きされている人へ

介護保険料を年金差引きされている人へ

介護保険料を年金から差引きで納めている人については、4月の段階では前年の所得が確定していないため、前年度の2月と同額を仮の金額として4月・6月・8月の年金から差引きします。(仮徴収)

また、10月からの本徴収については年間の保険料から仮徴収額を除いた額を10月・12月・2月に振り分けて徴収しています。ただし、10月以降をなるべく均等な額に調整するために、8月と10月の保険料に3千円以上の差がある人に対しては、6月と8月の保険料額を変更している場合があります。(平準化)

なお、8月と10月の保険料額が大きく変わらない人については、調整は行いません。対象になる人は、5月下旬に送付する通知書に同封されている説明文をご覧ください、ご不明な点はお問い合わせください。